



目次	ページ
規則	
◎高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
訓令	
◎高知県公印規程の一部を改正する訓令	1
告示	
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	2
○障害者就業・生活支援センターの指定 (障害保健福祉課)	2
○障害者自立支援法の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (")	2
○障害者自立支援法の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の名称の変更の届出 (")	3
○障害者自立支援法の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出 (")	3
○障害者自立支援法施行規則の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出 (")	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	4
○保安林の指定に係る通知の揭示 (治山林道課)	4
○道路の区域変更 (5件) (道路課)	4
○道路の供用開始 (")	5
◎高知県物品購入等関係指名停止要領の一部改正 (総務事務センター)	5
公告	
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	5
○土地改良区の解散の認可 (2件) (")	5
○換地処分の届出 (四万十市) (")	5
○河川整備計画の策定 (河川課)	6

高知県教育長公告
○公印の改刻 (教育委員会事務局総務福利課) 6

高知海区漁業調整委員会指示
○浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る指示 7

正誤
◎正誤 (平24・3・16付け 告示) 8

規 則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月30日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第19号
高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成2年高知県規則第16号)の一部を次のように改正する。
別表第1分析機器の項中「1,320」を「1,370」に、「紫外可視近赤外分光光度計」を「紫外可視分光光度計」に改め、同表加工機器の項中

超精密ラップ盤	1台1時間につき 2,010
---------	----------------

を削る。
別表第2の2 定量分析の項中

(1) 定量分析 ((2)によるものを除く。)	
ア 簡易なもの	1 試料1成分につき 2,260
イ 一般的なもの	1 試料1成分につき 5,560
ウ 特殊なもの	1 試料1成分につき 6,530

を

(1) 定量分析 ((2)によるものを除く。)	
ア 簡易なもの	1 試料1成分につき 2,260
イ 一般的なもの	1 試料1成分につき 5,560

(ISO/IEC17025認定マークを必要とする場合は、1 試料1成分につき 6,530円)

ウ 特殊なもの	1 試料1成分につき 6,530
---------	------------------

」に改め、同表の4 機械金属材料試験の項中「1,710」を「2,240」に、「硬さ分析試験」を「硬さ分布試験」に改める。

附 則
(施行期日)
1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。

訓 令

高知県訓令第3号

本 庁
各出先機関

高知県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成24年3月30日
高知県知事 尾崎 正直

高知県公印規程の一部を改正する訓令

高知県公印規程(昭和41年9月高知県訓令第50号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「新調又は改刻しよう」とを「新調し、又は改刻しよう」とに改める。
第6条第1項中「及び」を「又は」に改め、同条第2項中「30年」を「、30年」に改める。
第7条中「、専用会計管理者事務代理者印」を「又は専用会計管理者事務代理者印」に改める。
第9条第1項中「と決裁公文書」を「及び決裁公文書」に、「明瞭かつ正確に」を「明瞭かつ正確に」に改める。
別表県印の項中「総務部財政課長」を「総務部文書情報課長」に改め、同表知事印の項中

総務部財政課長	納税通知書、督促状等の刷り込み用	を	総務部文書情報課長	納税通知書、督促状等の刷り込み用	に、
---------	------------------	---	-----------	------------------	----

「納入通知書、返納通知書、免状等」を「免状等」に改め、同表副知事印の項中「総務部財政課長」を「総務部文書情報課長」に

改め、同表理事印の項中「産業振興推進部運輸政策課長」を「産業振興推進部中山間地域対策課長」に改め、同表契印の項中「はり付け写真用」を「貼り付け写真用」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第216号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、四万十市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
西土佐用井	高岸	380の一部	西土佐用井	沖神田
	谷屋敷	444の2の一部、445の1、446の1		
	丸田	449の3、451の1、451の2、452の3、466の1、467の1、467の4、468の1から468の3まで		
	ヲキシヨウヂ	494の3、496の1、496の4、505の4、505の6、505の8、509の2の一部		
	平口	538の1の一部、538の2		
	谷屋敷	444の1、444の2の一部		
	沖神田	485の1の一部		
ヲキシヨウヂ	509の2の一部	高岸	平口	
ホリノ	529の2の一部			

スノ			
ヲキシヨウヂ	505の5、509の2の一部、512の4、512の6	ホリノスノ	
平口	532の2		
中屋敷	596の5の一部		
田中	666の3の一部	田中	
ホリノスノ	528の8の一部、528の9、528の10の一部		
中屋敷	596の5の一部、597、598の12、599の3、599の6		
コヤノウ子	740の11	ショブ	
榎森	864の1の一部、864の4、869の1、871の1、871の4、877、879の1の一部、879の2の一部		
ショガ畝	860の3、861の1、861の2、862の5	太田	
榎森	864の6、864の7、865の1の一部、865の3、891の1、891の3		
ドロロ	931の一部、935の一部		
太田	897の1の一部、897の3の一部、911の1の一部、911の3の一部、918の1の一部、920の1の一部、920の2の一部、921の一部	ドロロ	
下屋敷	1023の1、1024の4		大畝

備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路

路である市有地の全部を含むものとする。

高知県告示第217号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、同法第34条に規定する業務を行う者としての指定をしたので、同法第35条において読み替えて準用する同法第27条第2項の規定により、当該指定を受けた者（以下「障害者就業・生活支援センター」という。）について次のとおり告示する。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 障害者就業・生活支援センターの名称
社会福祉法人須崎育成協会
- 2 障害者就業・生活支援センターの住所
須崎市大谷915番地30
- 3 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地
須崎市桐間西46番
- 4 障害者就業・生活支援センターの指定年月日
平成24年3月19日

高知県告示第218号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	精神通院医療に係る診療科名	指定年月日
ハロー薬局大津店	高知市大津甲593-4	/	平成23年2月1日
にしもり薬局神田店	高知市神田1039-1	/	平成23年3月1日
グリーンハーツ薬局	高知市栄田町一丁目1-2	/	平成23年4月1日

ミモザ薬局	高知市萩町一丁目6-47		〃
(有) サンファーマシーなごみ薬局	須崎市赤崎町7番21号		〃
東山薬局西店	安芸郡奈半利町乙1627-1		〃
のぞみ薬局	吾川郡いの町新町88-1		〃
らいふ調剤薬局百石店	高知市百石町三丁目2番7号		平成23年5月1日
イルカ薬局	高知市本町五丁目2-9 グランドハイツ細川		〃
たきぐち薬局	須崎市多ノ郷甲5756番地		〃
すみれ薬局けんみん前店	宿毛市平田町戸内2085-4		〃
けんみん薬局	宿毛市山奈町芳奈3-18		〃
長山薬局グリーンロード店	須崎市緑町5-3		平成23年6月1日
下元調剤薬局けんみん前店	宿毛市平田町戸内2194番地15		〃
新本町クリニック	高知市新本町一丁目1-21 たけまさビル3F	心療内科	平成23年7月1日
エール薬局幡多店	宿毛市平田町戸内2106-8		〃
幡多希望の家	宿毛市平田町中山867	小児科	平成23年9月

			1日
よつば薬局	安芸市土居1977-5		〃
花りん薬局	吾川郡いの町天王北三丁目2-1		〃
大崎薬局	吾川郡仁淀川町大崎395		平成23年10月1日
訪問看護ステーションドリームチーム	南国市大堀甲1253-1 中澤ハイム1階		平成23年11月1日
すずかぜ薬局	高知市上町一丁目1-5		平成24年1月1日
ライオン薬局安芸店	安芸市宝永町7-13		平成24年2月1日
元氣堂調剤薬局なはり店	安芸郡奈半利町乙3711番12		〃
元氣堂調剤薬局やすだ店	安芸郡安田町安田1723		〃

高知県告示第219号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり精神通院医療を担当する指定自立支援医療機関から名称の変更について届出があった。
平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	精神通院医療に関する診療科名	変更年月日

変更前	ジャスコイオン高知店薬局	高知市秦南町一丁目4-8		平成23年3月1日
変更後	イオン薬局高知店			

高知県告示第220号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり精神通院医療を担当する指定自立支援医療機関から所在地の変更について届出があった。
平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	精神通院医療に関する診療科名	変更年月日
変更前	わかば薬局	香南市野市町西野2345-3		平成23年1月11日
変更後		香南市野市町西野2345-7		
変更前	訪問看護ステーション	宿毛市押ノ川1196		平成23年4月1日
変更後	であい	宿毛市押ノ川1052-1		
変更前	カイセイ薬局	高知市駅前町2-4		平成23年11月1日
変更後		高知市大川筋一丁目3番50号		

高知県告示第221号

障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条第1号の規定により、次のとおり精神通院医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。
平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	精神通院医療に関する	業務の廃止年

		診療科名	月日
下知薬局	高知市知寄町一丁目5-38		平成22年11月24日
有限会社澤田博愛堂薬局	香南市野市町西野637		平成22年12月31日
くすり工房しおかぜ薬局	高岡郡中土佐町上ノ加江2411-1		平成23年1月11日
ミヤベ薬局	高知市大膳町15-2		平成23年6月1日

高知県告示第222号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成24年2月27日	有限会社龍馬の里 香南市野市町東佐古122番地	デイサービス木苺 通所介護 介護予防通所介護
平成24年3月2日	合同会社ピースライフ 室戸市吉良川町乙2007番地10	デイサービスばれっと 室戸市浮津249番地4 通所介護 介護予防通所介護
〃	〃	居宅介護支援事業所ういず

		室戸市浮津249番地4 居宅介護支援
〃	株式会社生和 幡多郡黒潮町浮鞭 3945-1	デイサービスセンター浮鞭 幡多郡黒潮町浮鞭3945-1 通所介護 介護予防通所介護

高知県告示第223号

平成24年3月農林水産省告示第575号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を安芸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
安芸郡川北村甲251番地
イ 氏名
川田 弁太良
 - 登記簿記載の住所
安芸市西浜1457番地
イ 氏名
杉村 利秋
- 保安林に指定する通知の要旨
 - 指定に係る保安林の所在場所
安芸市伊尾木字古城4022の5から4022の7まで
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡檮原町中平432番1から 高岡郡檮原町中平428番1まで	前	6.5 } 12.0	51
	後	7.4 } 26.0	51

高知県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 春野赤岡
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市春野町仁ノ字 小松崎3586番25から 高知市春野町甲殿字 西ホケ886番6まで	前	6.2 } 18.1	242
	後	11.0 } 43.4	242

高知県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 土居五台山
- 道路の区域

	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市里改田字北川 155番2から 南国市里改田字北川 155番12まで	前	19.5 }	11
		35.7	
南国市里改田字北川 155番2地先から 南国市里改田字北川 155番12まで	後	19.5 }	11
		33.9	

高知県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥西川岸本
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市香我美町上分 字稗地1650番6から 香南市香我美町上分 字塚ノ芝1621番1まで	A	4.0 }	191
		10.0	
香南市香我美町上分 字貞数1740番1から 香南市香我美町上分 字塚ノ芝1615番1まで	B	13.0 }	395
		46.0	
香南市香我美町上分 字貞数1740番1から 香南市香我美町上分 字塚ノ芝1615番1まで	後	13.0 }	395
		46.0	

高知県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知空港インター
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市物部字新開乙 157番1地先から 南国市田村字梶ケ久 保甲509番1まで	前	26.0 }	1,204
		73.0	
南国市物部字新開乙 200番2から 南国市田村字梶ケ久 保甲509番1まで	後	12.0 }	2,022
		73.0	

高知県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 春野赤岡
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市春野町仁ノ字小松崎 3586番25から 高知市春野町甲殿字西ホケ 886番6まで	242	平成24年3月30日

高知県告示第230号

高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示

第638号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

第2条第1項中「同項」を「同表各項」に改める。

第5条第4項中「短かい」を「短い」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、別に定める高知県建設工事指名停止措置要綱に基づき指名停止がされ、当該指名停止の事由となった事案が同表各項の指名停止の事由に該当することにより指名停止をするときは、当該高知県建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止の期間に相当する期間まで短縮することができる。

第5条第6項中「第7条の2第7項から第9項まで」を「第7条の2第10項から第12項まで」に、「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

別表中「禁錮以上」を「禁錮以上」に改める。

附 則

この告示は、平成24年3月30日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、窪川土地改良区の定款の変更を平成24年3月16日に認可した。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、夜須町長田土地改良区の解散を平成24年3月16日に認可した。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、日下、加茂土地改良区の解散を平成24年3月21日に認可した。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、四万十市から西土佐中央地区（用井換地区）の換地処分を平成24年3月7日に行った旨の届出があった。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~  
河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により一級河川渡川水系仁井田川圏域について河川整備計画を次のとおり定めたので、同条第6項の規定により公表する。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直


（「次のとおり」は、省略し、高知県土木部河川課並びに高知県須崎土木事務所及び高知県須崎土木事務所四万十町事務所に備え置いて縦覧に供する。）

-----  
教 育 長 公 告  
-----

高知県教育委員会公印規程（平成15年3月高知県教育委員会訓令第3号）第7条の規定により、改刻した公印を次のとおり公告する。

平成24年3月30日

高知県教育長 中澤 卓史

| 公印の種類  | 印影                                                                                  | 用途     | 使用開始年月日   |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------|
| 教育委員会印 |  | 一般公文書用 | 平成24年4月1日 |

-----  
海 区 漁 業 調 整  
委 員 会 指 示  
-----

高知海区漁業調整委員会指示第64号

浦ノ内湾におけるあさりの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成24年3月19日に次のとおり指示した。

平成24年3月30日

高知海区漁業調整委員会会長 和田 義光

（採捕の制限）

- 1 浦ノ内湾においては、次の点アから点エまでを順次に直線で結んだ線及び点エと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域内では、あさりを採捕してはならない。ただし、高知海区漁業調整委員会が特に認めた者については、この限りでない。

点ア 北緯33度26分15.6秒・東経133度25分26.7秒

点イ 北緯33度26分10.0秒・東経133度25分22.8秒

点ウ 北緯33度26分5.9秒・東経133度25分31.2秒

点エ 北緯33度26分11.6秒・東経133度25分35.1秒

（指示の有効期間）

- 2 この指示の有効期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

-----  
 正 誤  
 -----

| 公報日付     | 公報番号 | 種類  | ページ | 欄<br>(行)  | 正             | 誤             |
|----------|------|-----|-----|-----------|---------------|---------------|
| 平24・3・16 | 9424 | ◎告示 | 16  | 左<br>(27) | <u>I-1353</u> | <u>I-1352</u> |